内閣衆質一五四第二八号

平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員大島令子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員大島令子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対す

る答弁書

一について

総務省を始めとする厚生労働省、 国土交通省等の関係省庁、 通信機械工業会等の関係団体等により構成

される不要電波問題対策協議会が行った詳細な実験によれば、 携帯電話を一部の機種の植込み型心臓ペ]

スメーカに極めて近接した位置で使用した場合には、 携帯電話から発射される電波が当該植込み型心臓

ースメーカの内部に混入して、 心臓を規則的に動かすための電気信号の発生を抑制する、 その発生の 周期

を不適切なものに変える等、 植込み型心臓ペ ースメーカの誤動作を引き起こすことがあるとされてい

また、 これらの誤動 作は、 植込み型心臓ペースメーカ装着者に、 めまい、 動悸等の異常を感じさせること

があると承知している。

しかし、 仮に植込み型心臓ペースメーカの誤動作が生じたとしても、 携帯電話を当該植込み型心臓ペー

スメーカから離すことによってその機能は直ちに正常に復することから、 実際に、 携帯電話から発射され

る電波が植込み型心臓ペースメーカ装着者の健康に好ましくない影響を及ぼす危険性は極めて少ない もの

と考える。

ペースメーカから二十二センチメートル以上離して使用すれば、 機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針」は、 なお、 不要電波問題対策協議会が右の実験の結果に基づき平成九年三月二十七日に策定した 当該植込み型心臓ペースメーカの誤動作 携帯電話を植込み型心臓 「医用電気

二について

が引き起こされる心配はないとしているところである。

磁界へのばく露制限のためのガイドライン」(以下「国際ガイドライン」という。)において定めた電波 の強度等の基準を指すものと考えるが、 放射線防護委員会 お尋ね 0 「基準」 (以下「ICNIRP」という。) とは、 世界保健機関 現在、 (以下「WHO」という。)と連携して活動している国際非電離 WHO又はICNIRPがこの基準の見直しを行っている が平成十年四月に 「時間変化する電界、 磁界及び電

際電磁界プロジェクトにおいて各国で得られた研究成果の評価等を実施しており、 なお、 W H Oは、 電波が人体に与える影響についてより明確な知見を得るため、 平成八年に開始した国 平成十七年にその結果

との事実はないものと承知している。

表されれば、 を取りまとめる予定であると承知している。 これに基づく新たな科学的根拠により検討を行い、 また、 ICNIRPは、 必要があれば、 国際電磁界プロジェクトの結果が公 右の基準の見直しを図る

三について

ŧ

のと承知している。

当たり百三十八ワット相当となる電波を二時間又は三時間ばく露すると白内障が生ずることが報告されて 露された部位に温度上昇が生ずるという熱作用等が知られており、 は困難であるが、 なく熱拡散が生じにくいため最も熱作用を受けやすいと考えられる眼球に、 電磁波は周波数によりその性質が異なるため、それが人体に与える影響について一概にお答えすること 例えば、 無線通信に用いられる電波で非常に強いものを人体にばく露した場合に、 国際ガイドラインにおいては、 局所比吸収率で毎キロ グラム 血 流 が

により、 に用いられる電波を人体にばく露した場合に、 また、 ばく露された者に異なる疾患が生ずることを示したものはないと承知してい WHOの国際電磁界プロジェクトにおける検討等の参考資料とされている報告のうち、 ばく露された者の年齢又はばく露された電波の波長の違い る。 無線通信 11

る。

収率の基準 第十四号)第二十一条の三及び別表第二号の二の二で定められており、 密度の基準 電波については、 尋 0 (以 下 。 以 下 「電磁波被曝の制限基準」 それが人体に好ましくない影響を与えないよう、 「電波の強度の基準」という。)が電波法施行規則 「局所SARの基準」という。)が無線設備規則 が何を指すのか必ずしも明らかではないが、 電波の電界強度、 (昭和二十五年電波監理委員会規則第 (昭和二十五年電波監理委員会規則 また、 携帯電話端末等の局所比吸 無線通信に用 磁界強度及び電 いられる 力束

十八号)

第十四条の二で定められているところである。

細 際ガイドラインのいずれにおいても毎平方センチメートル当たり○・二ミリワットである。 界強度の基準 (上限) 例をお示しすれば、 インでは毎メートル当たり二十八ボルトであり、 かに区分して定められているため、 電波の強度の基準は、 地上アナログテレビジョン放送に用いられる超短波帯の周波数の電波については、 は我が国及び米国では毎メートル当たり二十七・五ボルト、 我が国、 諸外国及び国際ガイドラインにおいてそれぞれ電波の周波数等に応じて それらの基準のすべてを対比してお答えすることは困難である。 電力東密度の基準 (上限) は我が国、 英国及び国際ガイドラ 米国、 また、 英国及び国 地上デ 電

電界強度の基準 ジタルテレビジョン放送に用いられる極超短波帯の周波数の電波のうち五百メガヘルツのものについては、 (上限) は我が国では毎メートル当たり約三十五 ・四ボルト、 英国及び国際ガイドライン

では毎メートル当たり約三十・七ボルトであるが、米国では定められておらず、電力東密度の基準(上限)

は我が国及び米国では毎平方センチメートル当たり約○・三三ミリワット、 英国及び国際ガイドラインで

は毎平方センチメートル当たり○・二五ミリワットである。

局所SARの基準(上限)は、例えば、 我が国、英国及び国際ガイドラインでは毎キログラム当

たり二ワットであり、 米国では毎キログラム当たり一・六ワットである。

このように、 我が国の電波の強度の基準及び局所SARの基準 (以下「我が国の基準」という。) が諸

外国に比べて著しく緩やかとの御指摘は当たらないものと考える。

なお、 WHOは、 平成十二年六月に「ICNIRPにより作成された国際ガイドラインは、 これまでに

判明している全ての電波による危険に対して防護できるよう、かなり安全な値になっている」 との見解を

示しており、政府としては、 我が国の基準は適切なものであると考えている。

四の③について

果を正確に公表することにより、安心して安全に電波を利用できる環境の整備を推進していく所存である。 三年一月にそれまでの研究成果として、 に関する研究等を継続し、 及ぼすという確固たる証拠は認められない旨の発表を行っている。 される生体電磁環境研究推進委員会において研究等が実施されているところである。 無線通信に用いられる電波の安全性については、 我が国の基準の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、 現時点では我が国の基準を超えない強さの電波が健康に悪影響を 平成九年度から、 政府としては、今後も、 医学・工学の専門家等によって構成 同委員会は、 電波の安全性 研究成 平成十

四の④について

とがあれば、 二についてで述べたWHO及びICNIRPの検討等の結果、 我が国 の基準もこれと調和したものとなるよう検討していく所存である。 国際ガイドラインの基準が見直されるこ

五について

る携帯電話事業者と周辺地域の住民との間におけるものであるため、 住民がその建設に反対して紛争が起こる場合があることは承知しているが、これらの紛争は、 携帯電話事業者が携帯電話のアンテナ塔を設置する際に、当該アンテナ塔を設置する場所の周辺地域の これらの事例の詳細及びこれらの紛 当事者であ

争が解決に至った経緯、 解決に至った条件について承知していない。

なお、 総務省においては、 携帯電話のアンテナ塔の設置について周辺地域の住民から要望書が寄せられ

た場合には、 その要望内容を関係の携帯電話事業者に連絡し、話合いに努めるよう要請しているところで

ある。

六の①について

平成十三年七月二十五日に改正された放送普及基本計画 (昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)にお

いては、 「関東広域圏、 中京広域圏及び近畿広域圏において、 ・・・平成十五年までにデジタル放送を開

始すること」等が定められているところであり、 本計画に沿ってお尋ねのデジタルタワーの新設が進めら

れているものと承知している。 なお、二についてで述べたとおり、 WH〇又はICNIRPが国際ガイド

ラインの基準の見直しを行っているとの事実はないものと承知している。

六の②について

地上テレビジョン放送のデジタル化(以下「地上放送のデジタル化」という。)の推進は、 政府の方針

である。

六の③について

地上デジタルテレビジョン放送は、 現在のところ開始されておらず、 また、これに係る放送局の 無線局

免許申請も行われていないことから、 放送事業者がどのような無線設備を使って地上デジタルテレビジョ

ン放送を行うのかについては、承知していない。

六の④について

放送局用送信鉄塔の建設地は、 事業経営等の観点から放送事業者により決定されるものであり、 お尋ね

のデジタルタワーの建設地が愛知県瀬戸市幡中町に決定された理由については承知していない。

七の①について

地上放送のデジタル化は、次のとおり、多くのメリットを有する。

1 視聴者による、 ○高品質な映像及び音声の受信、□移動中の安定した受信、 三視聴する番組の関連情

報やニュース等の随時参照、 四放送とインターネットを組み合わせた利用を可能とする。

また、 高齢者、 障害者が受信する音声を聞き取りにくい場合に話速変換 (音声の速度調整) 等を可能

とすることにより、これらの者による視聴を容易とする。

2 電波利用の需要が増大しているところ、アナログ方式による放送に比較して電波のより能率的な利用

を可能として、新たに利用可能な周波数を生み出す。

3 関連する投資の誘発等大きな経済波及効果を有し、 我が国経済の活性化につながる。

決定。 以下「重点計画」という。)において述べられているように「家庭におけるIT革命を支える基

n重点計画」(平成十三年三月二十九日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

盤となる」ものである。

4

e

J a p

a

お尋ね の地上放送のデジタル化によって生ずる「個人情報保護などの観点から想定されるデメリット」

がどのようなことを指すのか必ずしも明らかではないが、 地上放送のデジタル化が直接に個人情報の保護

を損なうなどの問題を引き起こすことはないものと考える。

なお、 総務省 (郵政省(当時)) においては、 平成八年九月、 「放送における視聴者の加入者個 [人情報

の保護に関するガイドライン」を策定するなどして、有料放送の加入者の個人情報が放送事業者等により

適切に取り扱われるよう、対処しているところである。

七の②について

政府は、 地上放送のデジタル化を推進しているところであるが、 その具体的な放送設備の整備は、 各放

送事業者の自主的な経営判断に基づき行われるものである。

政府が地上放送のデジタル化を推進しているのは、 英国、 米国等の放送のデジタル化に係る諸外国の動

向も踏まえたものではあるが、主として、七の①についてで述べたように、地上放送のデジタル化が多く

のメリットを有することによるものである。

七の③について

衛星を使用したデジタルテレビジョン放送(以下「衛星デジタル放送」という。)は既に実施されてお

り、 現在は、 地上放送のデジタル化を推進しているところである。 なお、 英国、 米国等の諸外国でも、 衛

星デジタル放送とともに、地上デジタルテレビジョン放送が実施されている。

七の④について

放送用送信鉄塔の建設は、 事業経営等の観点から放送事業者により決定されるものであり、今後のその

建設の見込みについては承知していない。

七の⑤について

重点計画において、 「世界最高水準の高度情報通信ネットワーク形成」に係る具体的施策の一つとして

「家庭におけるIT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進」するとしているところである。

また、 重点計画において、 「関東、 近畿、 中京の三大広域圏では二千三年までに、その他の地域では二

千六年までに地上デジタル放送を開始する」としており、 現在、 総務省、日本放送協会及び民間放送事業

者により構成される全国地上デジタル放送推進協議会で、この放送開始スケジュールの実現に向けた取組

を予定どおり進めているところである。

七の⑥について

社団法人電子情報技術産業協会が公表している統計によれば、平成十三年のBS (放送衛星) デジタル

テレビの国内出荷実績は二十八万一千台、BSデジタルチューナの国内出荷実績は三十一万一千台、CS

(通信衛星) デジタルチューナの国内出荷実績は六十二万台である。